



砲の部品の製造の事業を行っている者は、武器等製造法第三条の許可を受けないでも、この政令の施行の日から起算して二十九日を限り、同法の武器製造事業者とみなす。

附 則 (平成六年三月二四日政令第七七号) 抄

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二四日政令第六七号) 抄

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月三日政令第三八五号) 抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二四日政令第九八号) 抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一号) 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五七号) 抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二〇日政令第一〇号)

この政令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において

「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。